グランドデザイン構築 PTの実績報告

グランドデザイン構築プロジェクトチーム
山本 昌平（50期） 鈴木 健二（50期） 堂野 達之（52期） 中井 陽子（54期） 恩田 俊明（63期）
澤藤 大河（69期） 新家　寛（50期） 安達 桂一（53期） 三好　慶（60期）

1　はじめに

（2023年度副会長　山本 昌平）

グランドデザイン構想とは、2030年の当会創立150周年に向けて、会員にとって、市民にとって、職員にとって、当会を魅力ある頼りがいのある弁護士会にするために、2023年度に立ち上げられた構想である。

具体的には、会長の下に、グランドデザイン構築プロジェクトチームを設置し、「・・弁護士業務の深耕と開発、弁護士業務基盤強化、人権活動の推進、本会の財務規律維持、広報などを含むあらゆる分野において、IT技術の効率的活用を中心とした本会の将来に向けてのグランドデザイン構想を検討し、その結果を会長に意見具申することを目的とする。」（グランドデザイン構築プロジェクトチーム設置要綱2条）ものである。

そして、その実現に向けて、以下のとおりITチーム、国際チームを設け、鋭意活動を遂行してきた。2024年度からは、ITチームはデジタル化実現ワーキンググループとして、国際チームは、弁護士領域拡大推進本部の国際業務推進部会として、活動をさらに発展させ、魅力ある頼りがいのある弁護士会の実現に向けて邁進する所存である。

2　ITチームの活動

（2023年度PT委員　鈴木 健二、堂野 達之、中井 陽子、恩田 俊明、澤藤 大河）

ITチームでは、①現行基幹システムから次世代システムへの移行検討、②デジタル化を通じた業務の効率化、の2点について重点的に検討を進めてきたところ、その概要を当誌2024年3月号にて紹介した。本稿では前回の紹介で触れられなかった点を中心に、改めて当チームの取組みにつき振り返ることとする。

2024年1月に常議員会にて承認された「東京弁護士会デジタル化基本計画」（以下「計画」という）は、①会員の利便性の向上、②職員の業務負担の軽減、そして③会の財政負担の軽減の観点から、当会の持続可能なデジタル化を促進することを大目標とし、これを実現するために5つの重点目標を設定した。すなわち、Ⅰ. 新業務システムについて「疎結合化」を基本とすること、Ⅱ. 業務のデジタル化を促進すること、Ⅲ. 業務システムの更新作業及び実効性あるデジタル化を促進するための体制づくりを行うこと、Ⅳ. 短期計画、中期計画を立案し、達成度の検証を行うこと、そしてⅤ. デジタル化の成果、基本計画の進行状況について広報すること、である。これらの重点目標の実現にあたりさらに留意すべきポイントも規定され、計画により、当会のデジタル化に向けた継続的な取組みが根拠づけられ、また方向づけられることとなった。

なお、計画における各重点目標実現に向けた体制づくりの一環として、当会情報システム対応室の人員の充実化が図られたほか、各施策を実行する組織体として「デジタル化実現ワーキンググループ」が新たに設置された。2024年度以降はこれらの組織や構成メンバーが一体となり、効果的なデジタル化を実現することが期待される。

ちなみに、上記重点目標にもあるデジタル化の進行状況の広報に関連し、当会会員サイト「会務情報」ページ内に計画に関するページ*1が新たに設けられた。今後、同ページにて適時情報がアップデートされる予定である。

3　国際チームの活動

（2023年度PT委員　新家 寛、安達 桂一、三好 慶）

国際チームは、2023年度松田純一会長より、来るべき、移民社会の到来を念頭に置き、東京という多文化共生都市の特性を活かし、財政規律の維持を堅持しつつも、当会の国際化を図ってほしい、という依頼を受けた。

そこで、東京の地の利を活かし東京に居ながらにして、会員に国際交流の機会を提供し、かつ、当会の国際業務領域を拡大すべく、様々な施策を行ってきた。

⑴　大使館、海外弁護士会等との友好関係の醸成

東京には、大使館等の在外公館が多数存在するという優位性があるため、特に、大使館との友好関係の強化に注力した。

具体的には、国際チームメンバーが大使館と面談や調整のうえ、タイ王国大使館、チェコ共和国大使館、UAE大使館、エジプトアラブ共和国大使館、リトアニア共和国大使館、トルコ共和国大使館に対し、理事者及び国際チームメンバーでの表敬訪問を行った。

また、フィンランド商工会議所、同大使館商務部については、弁護士会への表敬訪問の接受を行った。

これらの表敬訪問において、今後の当会と各大使館の友好関係強化のための施策が話し合われ、その結果、様々なイベントが開催された。

① UAE大使館については、建国記念レセプションへの招待を受け、当会会員がこれに参加し、大使や列席者との交流を行った。

② チェコ大使館については、「チェコ共和国における法律、ビジネス及び観光の環境」と題する共催イベントがチェコ大使館にて開催され、当会会員に対し、大使館やチェコ政府からのプレゼンテーション講演と、ネットワーキング交流会が開催された。

③ リトアニア大使館については、「変わりつつある世界の中のリトアニア」と題する大使の講演会、懇親会を開催した。

④ トルコ大使館については、「トルコ〜三大陸が交わる物語〜」と題する大使の講演会を開催した。

また、海外弁護士会との関係では、台北弁護士会と「日本と台湾における個人情報保護」とのタイトルでの共同セミナー、懇親会を開催した。

⑵　外国法資格弁護士との連携

世界都市である東京には、多くの外国法資格弁護士が所在しているため、これを活かすための施策も行われた。

具体的には、女性実務家を中心に、多数の外国法曹資格弁護士が所属するWomen In Law Japan (WILJ) との連携を強化し、2024年2月7日には、「Navigating the International and local legal market」と題する共同セミナーを開催した。

⑶　同好会、法律研究部の立上げ

これらの施策を実現するに際し、国際交流の受け皿となりうる組織を増やすべく、新たに「世界食文化同好会」を立ち上げたほか、「外交問題法律研究部（仮称）」「農林漁業法律研究部（仮称）」（注：この領域は大使館との意見交換でトピックスになることも多い）の立上げ準備を行ってきた。

具体的には、世界食文化同好会は、各国料理を味わい、かつ、その際に勉強会を行う等の活動をすることで各国についての理解を深めていこう、という趣旨で設置されている。

また、外交問題法律研究部、農林漁業法律研究部についても、外部との意見交換や勉強会を開催しつつ、その立上げに向けた準備を継続している。

以上のとおり、国際チームは、大使館等との友好関係の醸成を中心として各種施策を行ってきた。

紙面の都合上、全てを紹介することはできなかったが、具体的な活動については、当会ウェブサイトに纏めてあるため、これをご参照いただきたい*2。

＊1：二次元コードのリンク先、URL：https://www.toben.or.jp/members/kaimujouhou/digital.html
＊2：二次元コードのリンク先、URL：https://www.toben.or.jp/know/iinkai/houritsuservice/kokusai/pt.html